

豊岡市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金

新たに準中型自動車免許を必要とする消防団員及びオートマチック限定自動車免許の解除を必要とする消防団員に対して、取得するための講習及び受験に要した費用を補助します。



補助対象者

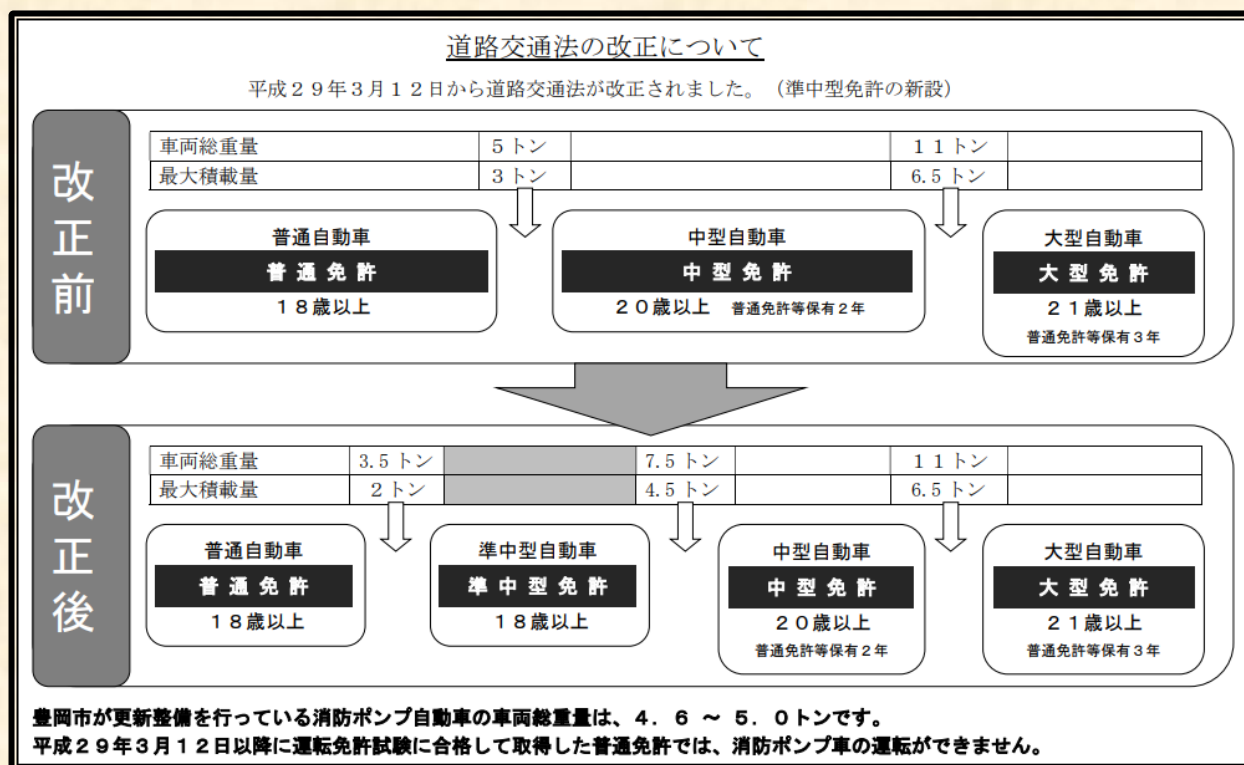
豊岡市消防団員で、次のいずれにも該当する者

- (1)保有免許が普通免許(平成 29 年 3 月以降に取得し、最大車両総重量が 3.5 トン未満)の者、又は AT 限定免許の者
- (2)車両総重量が 3.5 トン以上又は自動変速機付き以外の消防車両を有する分団に所属する者
- (3)所属する分団の分団長が推薦する者
- (4)免許取得後 5 年以上在団することを誓約する者

全額補助

補助金額

準中型自動車免許等を取得するための講習及び受験に要した費用(補講、再試験の追加費用を除く)。



【問い合わせ】

豊岡市危機管理部
危機管理課 消防係
TEL 0796-23-1111

詳しくは、市ホームページで確認してください。

サイト内検索

消防団



<https://www.city.toyooka.lg.jp/bosai/1019916/1019921/1023099.html>



二次元バーコード

補助金申請手続きのご案内

補助金の申請手続きについてご案内します。

以下の流れで補助金の申請により支払いが行われます。

その都度、必要な書類が異なりますのでご確認ください。



①事前準備

- (1)各分団長の許可をもらう。
 - (2)自動車学校で準中型免許取得等に必要な経費の見積書をもらう。
- 【交付申請に添付する書類(準備物)】
運転免許証の写し、見積書、誓約書、推薦書

②交付申請

補助金等交付申請書を記入して、上記の書類を添付して豊岡市危機管理課又は各振興局(消防団担当窓口)へ提出します。

③交付決定

提出された書類を審査し、交付すべきと認められた場合は、豊岡市から補助金等交付決定通知書が届きますので、その後に自動車学校へ入校します(入校日は交付決定後)

④実績報告

準中型免許等を取得したら、補助事業等実績報告書と新しい運転免許証のコピー、免許取得に要した経費の領収書のコピーを豊岡市危機管理課又は各振興局(消防団担当窓口)へ提出します。

【実績報告書に添付する書類】
取得した運転免許証の写し、領収書の写し

⑤確定通知

補助事業等実績報告書が承認されたら豊岡市危機管理課から補助金等額確定通知書が届きます。

⑥交付請求

補助金等額確定通知書に同封されている補助金等交付請求書に必要事項を記入し、請求書を豊岡市危機管理課へ提出します。

⑦振込支払

請求書を豊岡市に提出した日から 30 日以内に、指定の預金口座に振り込まれます。

注意！

●交付申請の期限

11 月末までに交付申請の手続きが必要です。

●補助金の返還

準中型自動車運転免許等取得後、消防団員として5年以上在職し、消防活動を行わなかった場合は、補助金を返還しなければなりません。